

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、感染症に強い社会、経済への移行に向けて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応力強化を図るため、新たに不織布マスクの製造拠点の整備に向けた設備投資を行うための事業（以下「補助事業」という。）を支援することにより、県内において不織布マスクを安定的に供給できる体制を整備することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、山梨県内に本店又は製造拠点を有する中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）とする。

(交付の対象、補助率及び補助額の算出方法等)

第4条 知事は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の範囲、区分、補助率及び上限額は別表のとおりとする。
- 3 補助額は、別表の補助対象経費に補助率を乗じた額と補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2-1）により補助事業申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第2-2）により補助事業申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (7) 第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかつたものとみなす。

（補助事業計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の10%以内を増減させる場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合、又は、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の

競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不
適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合
は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要
な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、
県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはな
らない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当であ
る場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措
置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることがで
きるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施
する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとし
る。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部
を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資
産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は
中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して
債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲
渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債
権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権
譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の
各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、
補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若
しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合について
も同様とする。

（1）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、
譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質
権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他
の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該
交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補
助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行
う弁済の効力は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第63条第2項の規定に基づ

き、支出命令書を会計管理者又は出納員に交付したときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金遅延等報告書(様式第5)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金状況報告書(様式第6)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金実績報告書(様式第7)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金額の確定通知書(様式第8)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第16条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払いとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第9条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、第6条第3項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第9）を整え、補助事業が完了した後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る財産処分申請書（様式第10）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(産業財産権等に関する報告)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る産業財産権等届出書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業に基づく成果の事業化その他補助事業の実施により収益が生じたと認めたとき、又は産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、

履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（書類の保管）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

別表

補助対象経費	経費区分	補助率	補助上限額
不織布マスクの製造機械設備(包装を含む)の購入、設置のための経費	機械装置費、工事費、運搬費、その他補助金交付の目的を達成するために不可欠と認められる経費	補助対象経費の3/4	7,500万円

ただし、フィルター部が米国規格ASTM F2100-19（医療用フェイスマスクに使用される材料の性能仕様）レベル2に相当する品質性能を有する不織布マスクを月産255,000枚以上生産できる製造機械設備であること。

山梨県知事 殿

所 在 :

名 称 :

代表者名 :

印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付申請書

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の内容

別添のとおり

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

交付決定日から令和 年 月 日

3 交付申請額

金 円

4 添付書類

(1) 事業計画書 (別紙 1)

(2) 収支予算書 (別紙 2)

(3) 直近 3 期分の貸借対照表及び損益計算書

(4) 履歴事項全部証明書

(5) 会社定款の写し

(6) その他必要書類 (暴力団等でないことを誓約する書類、会社案内等)

(別紙1)

事業計画書

1 申請者の概要

(フリガナ) 企業名				
代表者 役職・氏名				
本社所在地				
主な事業内容				
業種		従業員数		
資本金額		設立年月(西暦)		
直近の売上高	万円	経常利益	万円	
新型コロナウイルスによる事業活動への影響	※部品供給の遅れや売上高の減少など具体的に記載			
公的支援活用状況	※本事業に対して、国、市町村等の支援制度を併用する(予定を含む)場合には、その内容を記載			
連絡担当者	(フリガナ) 氏名			
	所属(部署名)	役職		
	電話番号			
	E-mail			

2 事業の概要

事業目的・内容	※申請動機、目的、実施内容の概要など			
実施場所				
事業実施スケジュール	事業着手から機械装置等の納品までに要する期間		納品からマスク製造までに要する期間	
類似事業実績				

3 生産計画

導入予定機械装置等の内容	<p>(設置する機械装置等)</p> <p>(機械装置等のメーカー(国名)、型番)</p> <p>(アフターサービス(修理・保守)の体制)</p> <p>※機械装置のスペックがわかる資料(製品カタログ)や見積書等を添付</p>																																																											
実施体制	<p>(組織、人的体制)</p> <p>※実施責任者略歴・社内体制、外注・委託を予定している場合はその内容と参画する企業の役割など</p> <p>(製造環境)</p> <p>※クリーンルームの性能や衛生環境など</p>																																																											
生産見込	<p>(製造ラインの能力・生産量)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区分</th> <th style="width:50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚/分(A)</td> <td>枚/分</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの稼働時間(B)</td> <td>時間</td> </tr> <tr> <td>1月当たりの稼働日数(C)</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>月間生産枚数(D)</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>作業員数:シフト数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ロール替え等を考慮し、$D=A \times B \times C$ とならない場合は、数式を明記</p>				区分	内容	枚/分(A)	枚/分	1日当たりの稼働時間(B)	時間	1月当たりの稼働日数(C)	日	月間生産枚数(D)	枚	作業員数:シフト数																																													
区分	内容																																																											
枚/分(A)	枚/分																																																											
1日当たりの稼働時間(B)	時間																																																											
1月当たりの稼働日数(C)	日																																																											
月間生産枚数(D)	枚																																																											
作業員数:シフト数																																																												
生産するマスクの内容	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">種類</th> <th style="width:25%;">レベル2相当</th> <th style="width:25%;">レベル1相当</th> <th style="width:25%;">その他()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産予定の有無</td> <td>必須</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造、形状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイズ</td> <td>mm × mm</td> <td>mm × mm</td> <td>mm × mm</td> </tr> <tr> <td>品質性能</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">B F E</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">P F E</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">呼気抵抗</td> <td style="text-align: center;">mmH₂O/cm²</td> <td style="text-align: center;">mmH₂O/cm²</td> <td style="text-align: center;">mmH₂O/cm²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">血液不浸透性</td> <td style="text-align: center;">mmHg</td> <td style="text-align: center;">mmHg</td> <td style="text-align: center;">mmHg</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">燃焼性クラス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出荷開始予定日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>レベル2、1: ASTM F2100-19の規格を指し、その他は()に用途を記載 構造、形状: 何層、プリーツ型・立体型の別、ノーズフィットの有無など 品質性能: 数値を示す場合は、試験機関等の情報を記載(予定を含む)し、試験結果等の写しを添付</p>				種類	レベル2相当	レベル1相当	その他()	生産予定の有無	必須			構造、形状				サイズ	mm × mm	mm × mm	mm × mm	品質性能				B F E	%	%	%	P F E	%	%	%	呼気抵抗	mmH ₂ O/cm ²	mmH ₂ O/cm ²	mmH ₂ O/cm ²	血液不浸透性	mmHg	mmHg	mmHg	燃焼性クラス				()				()				試験機関				出荷開始予定日			
種類	レベル2相当	レベル1相当	その他()																																																									
生産予定の有無	必須																																																											
構造、形状																																																												
サイズ	mm × mm	mm × mm	mm × mm																																																									
品質性能																																																												
B F E	%	%	%																																																									
P F E	%	%	%																																																									
呼気抵抗	mmH ₂ O/cm ²	mmH ₂ O/cm ²	mmH ₂ O/cm ²																																																									
血液不浸透性	mmHg	mmHg	mmHg																																																									
燃焼性クラス																																																												
()																																																												
()																																																												
試験機関																																																												
出荷開始予定日																																																												

原材料の確保状況	※生産予定マスクの種類ごとに作成すること		
		企業名（仕入先）	状況※交渉前、交渉中、確保済など
	不織布（外側）		
	不織布（内側）		
	フィルター		
	耳ひも		
	ノーズフィッター		
	その他（ ）		
※複数企業から確保する場合は適宜、行を追加			
出荷までの事業計画	※生産予定マスクの種類ごとに時期、事項をできる限り詳細に記載（別紙可）		
安定供給に向けた創意工夫	※導入予定機械装置の特徴、複数サイズ対応など安定的な供給体制の整備に向けて創意工夫した点を記載		

4 事業の成果等

事業の効果	（本事業の実施による効果）					
	（本事業に関する売上高、営業利益の目標値）					
		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
	売上高	万円	万円	万円	万円	万円
	営業利益	万円	万円	万円	万円	万円
県内への供給体制	（主な納入・販売先）					
	納入・販売先	数量				
		総量	（うち県内）			

5 県内への優先供給（下記に同意できる場合は、□に☑を入れてください）

- 製造開始から1年を経過するまで、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、原則として県内向けに出荷するとともに、県からの要請に応じ、県が指定する品質性能を有する不織布マスクを県及び県が指示する施設等へ供給すること。
- 財産処分制限期間（7年）内において、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、県から要請があった場合、県内への供給要請に協力できること。

(別紙2)

収 支 予 算 書

1 資金調達内訳

(単位：円)

区 分	金 額	資金の調達先
県 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		※3の補助事業に要する経費の合計と一致

2 補助金相当額の手当方法

(単位：円)

区 分	補助金相当額	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		※3の補助金交付申請額と一致

3 支出経費内訳

(単位：円)

経費区分	品目・仕様	数量	単位	単価	補助事業に 要する経費	補助対象経費	備考
合 計						A	

補助金交付申請額(A × 3 / 4)	円
---------------------	---

※消費税及び地方消費税は除いて記載してください。

※補助金交付申請額の千円未満の端数は切り捨てた金額を記載してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日 年 月 日

年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金については、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することと決定したので通知します。

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の細部の変更又は補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の10%以内の経費の配分の変更は、この限りではない。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 製造開始から1年を経過するまで、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、原則として県内向けに出荷するとともに、県からの要請に応じ、県が指定する品質性能を有する不織布マスクを県及び県が指示する施設等へ供給すること。
 - (6) 要綱第18条第2項による財産処分制限期間内において、本補助金で整備した設備により製造した不織布マスクについて、県から要請があった場合、県内への供給要請に協力できること。

- 3 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 この補助金に係る実績報告書は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。
- 5 補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 6 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 7 その他山梨県補助金等交付規則、本補助金の交付要綱及び交付要領に従わなければならない。

様式第2-2

年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金については、交付しないこととしたので、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

山梨県知事 殿

所 在：
 名 称：
 代表者名： 印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金の（内容、経費の配分）を変更したいので、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 変更後の事業計画

(2) 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費		補助金交付申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
計					

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

山梨県知事 殿

所 在：
名 称：
代表者名： 印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金の補助事業を中止（廃止）したいので、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）をしようとする理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

山梨県知事 殿

所 在 :

名 称 :

代表者名 :

印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金について、予定期間内に補助事業を完了することができない見込みなので、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 遅延の理由又は原因

2 遅延に対する措置

3 補助事業の進捗状況

4 報告日現在の執行経費

費目	申請額A	実績B(概算)	執行率(B/A)
			%
			%
			%
			%
合計			%

5 補助事業の完了予定日

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

山梨県知事 殿

所 在 :

名 称 :

代表者名 :

印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金の補助事業の遂行状況について、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 補助対象経費の支出概要

経費区分	申請額A	実績B(概算)	執行率(B/A)
			%
			%
			%
			%
合計			%

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 :
名 称 :
代表者名 : 印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助事業について、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助事業の着手日及び完了日

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業報告書 (別紙1)
- (2) 収支決算書 (別紙2)
- (3) 補助金振込先口座 (別紙3)

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

(別紙1)

補助事業報告書

1 事業の概要

事業内容				
実施場所				
事業実施スケジュール	機械装置等の納品日	年 月 日	マスク製造開始日	年 月 日

2 生産体制

機械装置等の内容	(設置した機械装置等) (機械装置等のメーカー(国名)、型番) (アフターサービス(修理・保守)の体制) ※配置図、写真等を添付			
実施体制	(組織、人的体制) (製造環境)			
生産実績	(製造ラインの能力・生産量)			
	区分	内容		
	枚/分(A)	枚/分		
	1日当たりの稼働時間(B)	時間		
	1月当たりの稼働日数(C)	日		
	月間生産枚数(D)	枚		
	作業員数:シフト数			
※ロール替え等を考慮し、 $D=A \times B \times C$ とならない場合は、数式を明記				
生産するマスクの内容	種類	レベル2相当	レベル1相当	その他()
	生産予定の有無	必須		
	構造、形状			
	サイズ	mm × mm	mm × mm	mm × mm
	品質性能			
	BFE	%	%	%
	PFE	%	%	%
	呼吸抵抗	mmH ₂ O/cm ²	mmH ₂ O/cm ²	mmH ₂ O/cm ²
	血液不浸透性	mmHg	mmHg	mmHg
	燃焼性クラス			
	()			
	()			
	試験機関			
出荷開始予定日				

	<p>レベル2、1：ASTM F2100-19の規格を指し、その他は（ ）に用途を記載 構造、形状：何層、プリーツ型・立体型の別、ノーズフィットの有無など 品質性能：数値を示す場合は、試験機関等の情報を記載（予定を含む）し、試験結果等の写しを添付</p> <p>※生産したマスク、包装パッケージの写真等を添付</p>																					
原材料の確保状況	<p>※生産予定マスクの種類ごとに作成すること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>企業名（仕入先）</th> <th>状況※交渉前、交渉中、確保済など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不織布（外側）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不織布（内側）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耳ひも</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノーズフィッター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数企業から確保する場合は適宜、行を追加</p>		企業名（仕入先）	状況※交渉前、交渉中、確保済など	不織布（外側）			不織布（内側）			フィルター			耳ひも			ノーズフィッター			その他（ ）		
	企業名（仕入先）	状況※交渉前、交渉中、確保済など																				
不織布（外側）																						
不織布（内側）																						
フィルター																						
耳ひも																						
ノーズフィッター																						
その他（ ）																						
出荷までの事業計画	※生産予定マスクの種類ごとに時期、事項をできる限り詳細に記載（別紙可）																					
安定供給に向けた創意工夫	※導入機械装置の特徴、複数サイズ対応など安定的な供給体制の整備に向けて創意工夫した点を記載																					

3 事業の成果等

事業の効果	（本事業の実施による効果）					
	（本事業に関する売上高、営業利益の目標値）					
		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
	売上高	万円	万円	万円	万円	万円
	営業利益	万円	万円	万円	万円	万円
県内への供給体制	（主な納入・販売先）					
	納入・販売先	数量				
		総量	（うち県内）			

(別紙2)

収支決算書

1 資金調達内訳

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	資金の調達先
県 補 助 金			
自 己 資 金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計 額			

2 補助金相当額の手当方法

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	資金の調達先
自 己 資 金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計 額			

3 支出経費内訳

(単位：円)

経費区分	品目・仕様	数量	単位	交付決定額	決算額	補助金充当額	見積日	発注日	納品日	請求日	支払日 (振込日)	備 考 (購入先等)
合 計												

※ 消費税及び地方消費税は除いて記載してください。

※ 補助金充当額は、決算額合計の3/4とし、千円未満の端数は切り捨てた金額を記載してください。

※ 各日付が証明できる資料を添付してください。

(別紙3)

補助金振込先口座

山梨県から支払われる山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金については、次のとおり口座振込みをしてください。

振込先口座

振込先金融機関名		本店・ 支店名	
預貯金の種別 口座番号	(普通 ・ 当座)		
住 所			
フリガナ			
口座名義			

様式第8

年 月 日

殿

山梨県知事

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金の額については、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり確定します。

補助金確定額 金 _____ 円

様式第9

事業者名:

補助事業名:山梨県不織布マスク製造機械設備
整備事業費補助金

取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考
			円	円			

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

山梨県知事 殿

所 在 :

名 称 :

代表者名 :

印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る財産処分申請書

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金により取得した財産を処分したいので、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第18条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 処分しようとする取得財産等

品目名・仕様	数 量	取得年月日
		年 月 日
取得価格	残存簿価相当額又は鑑定評価額	
円	円	

2 処分しようとする理由

3 処分の方法

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

山梨県知事 殿

所 在 :

名 称 :

代表者名 :

印

山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る産業財産権等届出書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知のあった、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金に係る産業財産権等の取得等について、山梨県不織布マスク製造機械設備整備事業費補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり届出します。

- 1 産業財産権等の種類
- 2 出願又は登録年月日
- 3 出願又は登録番号
- 4 出願に係る内容
- 5 相手先及び条件

連絡担当者

所 属	
役職・氏名	
電話番号	
E-mail	